成年後見制度利用促進法案に断固反対する！

全国公的介護保障要求者組合

私達は、40年以上前から、重度障害者の地域での自立を訴え、行政に働きかけをしてきた全国公的介護保障要求者組合（委員長三井絹子）です。

今回認知症の高齢者が2025年に700万人（65歳以上の5人に１人）に増加することを踏まえ、成年後見制度の利用がすすんでいないことを理由に、自民、公明を中心に議員立法で、利用促進を図る法案が提出されました。

3月23日の衆院内閣委員会で、自民、公明、民主などの賛成多数で可決され、31日参院内閣委員会でも採決の運びとなりそうです。

しかし、年後見制度は、わが国の認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分といわれる人に代わって、後見人等が決定や財産管理などをしていくものですが、自己決定・自己選択という人権の観点から問題の多い制度で、日本も2014年に批准した「障害者権利条約」に逆行しています。

私達は、この法案によって、障害者、高齢者が、過剰な管理や強制的な入院・入所を迫られ、人権を奪われることに大きな不安と、危機感を募らせています。40年以上前、重度障害者は施設収容施策中心の時代に、当事者自ら自立を訴えて、周囲から反対され、何の制度もない中で地域に出てきました。全国で多くの仲間が施設から地域に飛び出し、制度を要求して、やっと今の生活や制度が整い、自立生活を営む仲間が増えてきた経過があります。

しかし、今回法案によって、本人の意思が軽視され、後見人等に過大な権限があある上に、包括的な行為能力の制限がなされ、欠格条項もあるなど課題が多いこの成年後見制度を広げることを前提とした委員会で、生活や医療の場面においても後見人の権限が大きくなれば、この制度によって、本人の意思よりも、専門家の判断や、保護する立場の声が重視され、また施設に収容されてしまうという恐怖を感じずにはおれません。

しかも現在、反対の声を上げている団体が少なく、全ての障害者団体が賛成しているかのように言われていますが、当事者の意見を聞くことなく、人権を奪いかねない制度をおし進めていくことは、まさに差別であり、「わたしたちぬきにわたしたちのことをきめないで」という権利条約の精神に反し、決して許されるものではありません。私達は成年後見制度利用促進法ならびに民法改正に、断固反対します。

みなさん、この法案について、ぜひ一人でも多くのお知り合いの方や障害者団体等にお知らせください。そして緊急に議員や政党に対し、この法案反対の声を上げていきましょう、よろしくお願いいたします。